

指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等の移管について

1. 背景

- 現行制度では、市町村立学校職員給与負担法の規定により、市町村立の小学校・中学校・特別支援学校等の基幹的教職員の給与費は都道府県の負担とされている（県費負担教職員制度）（別添1）。
- これらの教職員の人事権は、地教行法の規定により都道府県教育委員会に属するとされているが、指定都市については、地教行法第58条に規定された特例により、人事権は指定都市教育委員会が有するとされている。
- このため、指定都市に関しては、人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

＜指定都市に係る現行の県費負担教職員制度の仕組み＞

都道府県：給与負担、教職員定数の決定、学級編制基準の策定など

指定都市：採用、異動、分限等の人事権

（↑地教行法第58条による指定都市に関する特例）

2. 最近の動向

「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）（抄）

- ・ 指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法1条）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項）については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。

「教育委員会等の在り方について」

（平成25年4月15日 教育再生実行会議第二次提言）（抄）

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に移譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事に

についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。

地方制度調査会の答申

- ・「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方に関する答申」（平成25年6月25日地方制度調査会答申）（抄）

事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。その際には、一律の税源配分の見直しのみによって個々の指定都市に新たに生じる財政負担を適切に措置することは困難であり、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠である。なお、財政措置を講じるに当たっては、指定都市側と関係道府県側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきである。

政令市への給与負担移管に係る主な論点

1. 財源調整について

○以下の事項について関係省、道府県及び政令市の間で検討、合意が必要。

- ・ 政令市に移譲する経費の範囲をどのように考えるか。
- ・ 移譲後に政令市に保障すべき財源の水準をどのように考えるか。
- ・ 政令市に対する財源保障について、どのような方式で行うか。

2. 体制整備について

○政令市が給与及び旅費支給事務を行うための職員の配置や給与システムの構築などの事務体制の整備をどのように行うか。

3. 教職員の人事配置について

○地域の実情に応じて、政令市以外の市町村における教職員配置に支障が生じないよう、必要に応じて政令市教委と道府県教委の間で人事交流の仕組みが必要。

関係道府県・政令市における取組

(1) 神奈川県・3政令市における取組

平成22年7月より神奈川県、神奈川県内3政令市（横浜、川崎、相模原）及び文部科学省の間で意見交換会を実施（平成24年9月、平成25年5月にも実施）し、各論点について協議を行っている。

本年5月の意見交換会の際には、政令市に対する確実な財源保障の方策（移譲対象経費など）について、県市それぞれの意見が交わされたものの、現状のところ具体的な方策について合意には至っていない。

(2) 広島県・広島市における取組

平成25年7月に広島県、広島市及び文部科学省の間で本件について意見交換会を実施し、本件に係る論点について協議を行ったところ。今後、広島県及び広島市の間で論点整理を進めていく予定。

3. 文科省としての取組

本年3月14日に文部科学省から関係道府県・指定都市に対し、財源保障方策や給与・旅費事務の実施体制の整備等に係る検討を促す事務連絡を発出し、関係道府県及び指定都市の間での検討を促している（別添2）。文科省としても、資料提供や検討に当たったの助言など積極的に当該検討に参画していく予定。

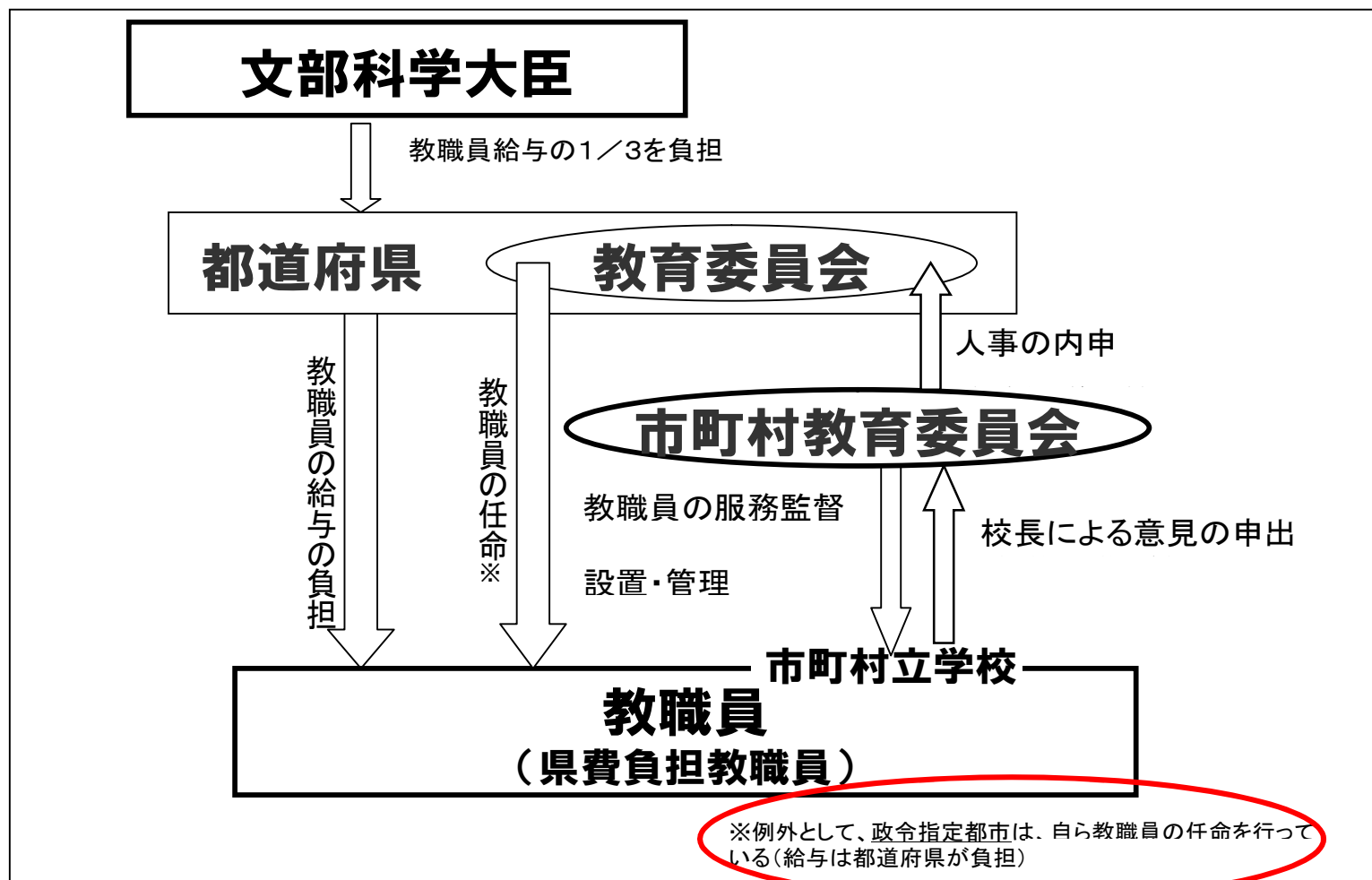
4. 今後の予定

上記の地方制度調査会の答申を踏まえ、本件に係る財源調整の在り方について、関係省において、今後、全国知事会及び指定都市市長会を交えた協議を行い、具体的な方策についての意見交換を行う見込み。

(4) 県費負担教職員制度について

平成25年5月20日
中央教育審議会教育制度分科会
(第23回)資料

- ・ 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ・ 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



事務連絡
平成 25 年 3 月 14 日

関係道府県教育委員会
教職員給与・定数・人事担当課
指定都市・中核市教育委員会
総務担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
財務課
初等中等教育企画課

指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担の
指定都市への移譲等について

平素より、教職員給与、定数、人事等に係る事務の適正な執行にご協力いただき、御礼申し上げます。

このたび、別添 1 のとおり、地方分権に関連して、「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」が平成 25 年 3 月 12 日に閣議決定されました。今回の閣議決定では、地方からの具体的な提案を受けて、国の法令による地方への義務付け・枠付けの見直しに加え、基礎自治体への権限移譲も対象とされており、その中で、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、第 30 次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲することとされています。

本件は、これまでも「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）、「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」（平成 20 年 6 月 20 日地方分権改革推進本部決定）等に記載（別添 2 参照）されている事項であり、文部科学省としては、引き続き、関係省と連携しつつ、具体的な財源保障方策等について検討するとともに、関係道府県及び政令市等の関係者の理解が得られるよう取り組んでまいります。

特に、本件については、指定都市に対して安定的かつ確実な財源保障を行うための具体的な方策や指定都市に保障すべき財源の水準等について、関係道府県と当該道府県に所在する指定都市の財政状況等の個別の事情を踏まえた検討が必要であり、まずは関係道府県及び指定都市において、それぞれの道府県及び指定都市の間での財源保障方策等に係る検討を進めて頂くことが必要であると考えております。文部科学省としても求めに応じ、これらの各道府県及び指定都市の間での検討に積極的に参画し、資料提供等の協力を行っていきたいと考えておりますので、今後とも連携を密にさせていただきようお願いします。

上記のとおり、本件については、関係道府県や指定都市等の関係者の中で必要な合意が得られた上で、所要の制度改正を行うこととしておりますのでよろしく御理解願います。

なお、同閣議決定には、中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定についても、別添1のとおり盛り込まれていますが、これらについても、これまでの閣議決定等（別添2参照）と同様、小規模市町村を含めた関係者の中で必要な合意が得られた上で実施することとしておりますので、よろしく御理解願います。

【本件連絡先】

（指定都市に係る県費負担教職員の給与負担の移管関係等）

文部科学省 初等中等教育局 財務課 制度企画PT

電話：03-5253-4111（内線2072、3746）

（中核市に係る県費負担教職員の任命権関係）

初等中等教育企画課 教育委員会係

電話：03-5253-4111（内線4677、4676）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（任命権者）

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 （略）

（県費負担教職員の定数）

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が、当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して定める。

3 （略）

（指定都市に関する特例）

第五十八条 指定都市の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

○市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）

第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和三十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する

基準に適合するものに限る。) (以下「給料その他の給与」という。) 並びに定時制通信教育手当 (中等教育学校の校長に係るものとする。) 並びに講師 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。) 第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。) の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償 (次条において「報酬等」という。) は、都道府県の負担とする。

- 一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員 (義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。)
- 二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。) 第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員 (特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。)
- 三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和三十三年法律第百十六号)

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。) の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

(表略)